



# 宮 崎 県 公 報

平成25年9月5日(木曜日) 第 2520 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 登録研修機関の登録……………(長寿介護課) 1
- 都市計画の変更(7件)……………(都市計画課) 1

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 2
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……………( “ ) 3
- 家畜伝染病発生の届出……………(家畜防疫対策課) 3
- 都市計画の決定図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 3
- 落札者等の公告…………… 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 513号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第6条の規定により、次のとおり喀痰吸引等研修を行おうとする者の登録をした。

平成25年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	事業所		登録研修機関		研修内容	登録年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510001	株式会社ヒューマンコール宮崎営業所	宮崎市太田1丁目3番11号	株式会社ヒューマンコール	東京都中央区銀座3丁目13番4号	第一号研修及び第二号研修	平成25年9月5日

### 宮崎県告示第 514号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 都市計画の種類及び名称  
都城広域都市計画道路 3・4・201号 穂満坊土器田線
- 都市計画を変更する土地の区域
  - 追加する部分  
なし
  - 削除する部分  
都城市高城町大字穂満坊字花立の一部

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 都市計画の種類及び名称  
都城広域都市計画道路 3・5・201号 高城山之口線
- 都市計画を変更する土地の区域
  - 追加する部分  
なし
  - 削除する部分  
都城市高城町大字穂満坊字大丸、字小金丸、字花立の各一部

### 宮崎県告示第 516号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県告示第 515号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

- 1 都市計画の種類及び名称  
都城広域都市計画道路 3・5・251号 麓富吉線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
都城市山之口町大字花木字飯起の一部

**宮崎県告示第 517号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年 9 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
都城広域都市計画道路 3・5・253号 運動公園線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
都城市山之口町大字花木字ケガ島、字高川原田の各一部

**宮崎県告示第 518号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年 9 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
都城広域都市計画道路 3・6・5号 駅前通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
都城市山田町大字中霧島字中堀の一部

**宮崎県告示第 519号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年 9 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
都城広域都市計画道路 3・6・7号 谷頭本通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分  
なし
- (2) 削除する部分  
都城市山田町大字中霧島字内堀の一部

**宮崎県告示第 520号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県小林土木事務所及びえびの市建設課において公衆の縦覧に供する。

平成25年 9 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称  
えびの都市計画道路 3・5・15号 京町内堅線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 追加する部分  
えびの市大字向江字原口、字籠田、字畑田、字昭和通の各一部
  - (2) 削除する部分  
えびの市大字浦字門田の一部

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年 9 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ながの家具宮崎  
宮崎市江平東 2 丁目 7 番 1 外 8 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
長野正典  
都城市姫城町11街区11号  
長野弘子  
都城市姫城町11街区10号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社宮崎ながの 代表取締役 長野正典  
宮崎市橘通東 1 丁目 7 - 7
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年 4 月 27日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3643.8㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物北側及び西側 31台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数

- 建物北西側 9台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物北東側 27㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
店舗内東側 12.3㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後7時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後7時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 敷地北西側及び西側(出入口No.1及びNo.2)
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前9時から午後6時まで
- 8 届出年月日  
平成25年8月26日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間  
平成25年9月5日から平成26年1月6日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間  
平成25年9月5日から平成26年1月6日まで
- 11 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
- 
- 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、高千穂町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。  
平成25年9月5日  
宮崎県知事 河野俊嗣
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームワイド高千穂店  
西臼杵郡高千穂町大字三田井字吾平原 403-2
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第2項の規定による届出  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更  
平成25年4月30日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城

県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間  
平成25年9月5日から平成25年10月7日まで

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成25年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所(区域)	発生年月日
腐蛆病	蜜蜂	—	2群	都城市	平成25年8月15日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 都市計画を定める者の名称  
宮崎市
- 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画 地区計画  
花ヶ島地区 地区計画
- 縦覧場所  
宮崎県国土整備部都市計画課  
宮崎県宮崎土木事務所

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年9月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 落札に係る調達件名  
宮崎県警察本部庁舎(附属等を含む。)で使用する電気
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 落札者を決定した日  
平成25年8月23日
- 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社宮崎営業所 所長 瓜生宏之  
宮崎市橘通西4丁目2番23号
- 落札金額  
60,329,218円(消費税込み。)
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日  
平成25年7月11日

--	--